

## 医師年金 ご加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医師年金事務局に寄せられているご質問と対応についてご案内いたします。  
お手続きをご希望の方は、下記の問い合わせ先にご連絡願います。

Q: 保険料の増額や減額はどのようにできますか？

A: 「変更届」の提出が必要です。

基本年金保険料(一律加入)は、支払方法の変更は可能です。  
月払い⇔年払い、月払い・年払い⇒一括払い

加算年金保険料(任意加入)は、いつでも保険料の変更(増額・減額)が可能です。

Q: 年金加入者ですが、払い込んだ保険料の一部を引き出すことはできますか？

A: 年金の受給手続き前であれば、「一時金給付依頼書」と「印鑑証明書」の提出により、加算年金保険料の引き出し(脱退)ができます。  
ただし、引き出し分の計算利率は、市中の普通預金利率相当額になります。

問い合わせ先

日本医師会 年金・税制課

☎ 03-3942-6487 (平日 9:30-17:00)